

## 「お急ぎ証明」の利用規約について

お急ぎ証明をご利用の皆様

日頃より東京商工会議所の各種貿易証明をご利用いただきましてありがとうございます。

さて、当センターにて会員様限定サービスとして「お急ぎ証明」サービスをご案内させていただいておりますが、通常の申請およびお急ぎ証明の申請に関して、不備書類が散見されております。

本サービスは利用規約記載の通り申請受付後 60 分以内に返却するサービスでございますが、返却にお時間を頂戴するケースが増えております。このまま不備書類が散見される状態が続きますと、返却時間も含めた利用規約の見直しをせざるを得ないことも想定されます。ご利用いただく当所会員の事業者におかれましては、書類に不備・不一致がないか、確認のうえ、当サービスをご利用いただければと存じます。

なお、「お急ぎ証明 利用規約」においては、3 項 免責事項において「書類に不備があり、追記や訂正が必要な場合」および「その他の理由により、東京商工会議所が 60 分以内の返却が困難と判断した場合は「60 分以内の返却ができない」と記載されております。（「12 時から 13 時までの時間は加算されない」）したがって不備書類の場合は 60 分以内の返却ができないこともございます。

「お急ぎ証明」をご利用される事業者におかれましては、本サービスが皆様のご協力の下に 60 分以内の返却を実現しているサービスであることをご理解いただければと存じます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

【参考】『お急ぎ証明』サービスのご案内」

（ページ下方に利用規約の記載もございます。）

[https://www.tokyo-cci.or.jp/20181126\\_oisogi\\_newoffice\\_ver2.pdf](https://www.tokyo-cci.or.jp/20181126_oisogi_newoffice_ver2.pdf)